

県南広域振興局長告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和3年2月2日

県南広域振興局長 佐々木 隆

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 北上東和線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|---------------------------------|------|----------------|--------------|
| 北上市二子町馬場野4番8地先から更木9地割1番1地先まで | 新 | m 85.0~13.0 | m 1,313.0 |
| 北上市村崎野26地割32番25地先から更木9地割1番1地先まで | 旧 | 85.0~13.0 | 1,557.0 |

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
- (2) 期間 令和3年2月2日から同年3月2日まで